

平成 24 年 2 月 22 日

消費者を主役とする政府の舵取り役

学習院大学法学部教授

佐々木 毅

○福田総理 施政方針演説

- ・各省庁縦割りになっている消費者行政を統一的・一元的に推進するための強い権限を持つ新組織を発足させる
- ・新組織は、国民の意見や苦情の窓口となり、政策に直結させ、消費者を主役とする政府の舵取り役になる

○消費者行政推進基本計画（平成 20 年 6 月）

- ・明治以来の各府省庁縦割りの下での事業者の保護育成から、消費者の保護への「パラダイム転換」
- ・消費者の視点からの真の意味での「行政の改革」のための拠点
⇒消費者・生活者が主役となる社会を実現する行政に大きく転換
- ・新組織は消費者行政の「一元化」を実現し、司令塔的役割を果たすために
 - ・強力な権限と必要な人員を備えること
 - ・消費生活センターの強化充実と、緊密な全国ネットワークの早急な構築
- ・新組織の活動の継続的な強化充実には
 - ・消費者の声を真摯に受け止める仕組みの存在
 - ・消費者による強力な後押しが不可欠

第 6 回消費者行政推進会議提出資料

平成 20 年 4 月 23 日（水）
佐 々 木 毅

目 次

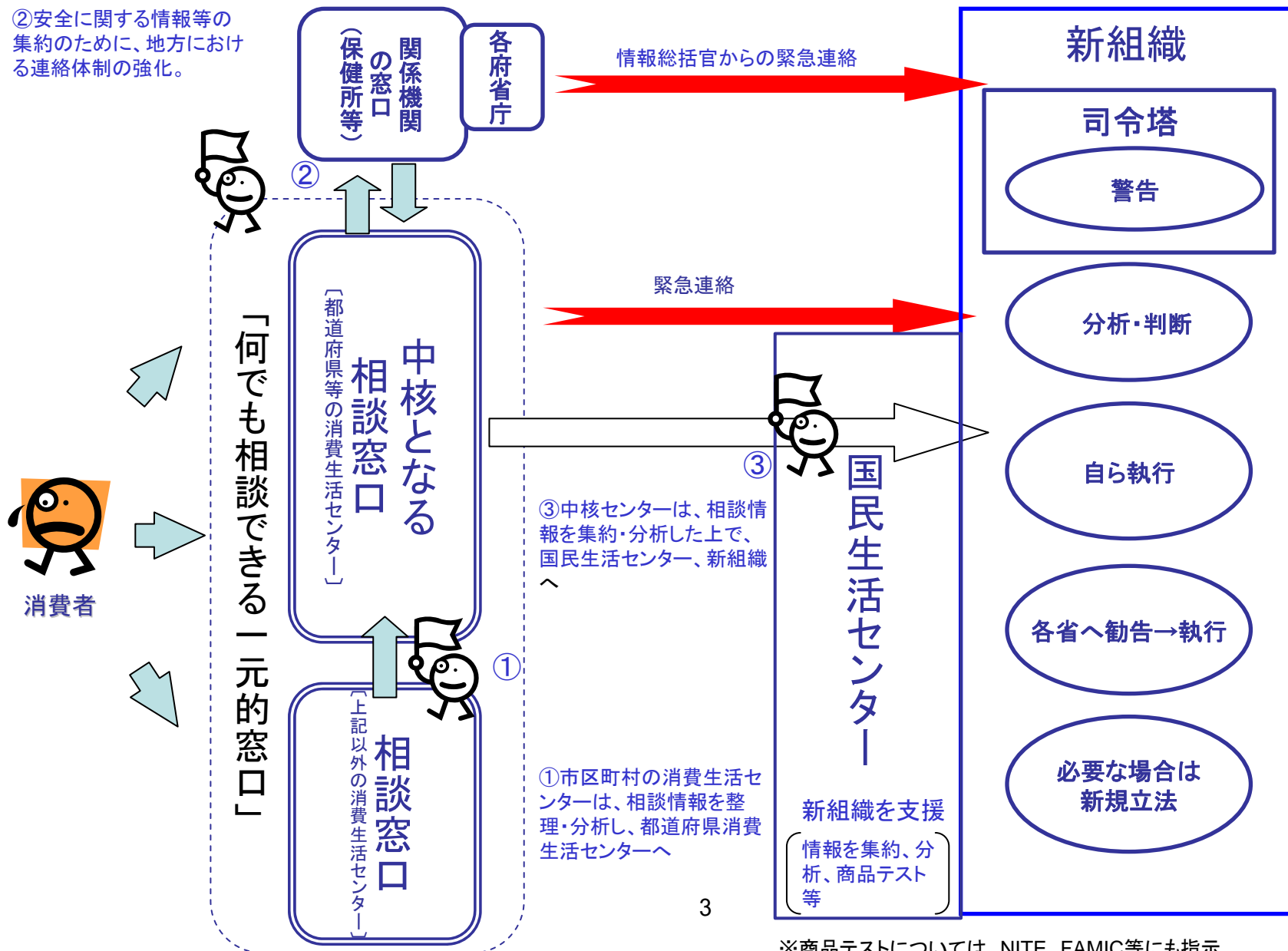
1. 新組織の形態に関する論点整理
2. 一元的窓口と新組織との関係
3. 消費者行政関係法律の一覧 （略）
4. 主な消費者関連法担当部局 （略）

1. 新組織の形態に関する論点整理

	内閣府に置く独立官庁型(消費者庁)	行政委員会型
原則1 消費者にとって分かりやすい	○一元的窓口や、情報収集、発信の一元化を行うのにふさわしい組織	○同左
原則2 消費者がメリットを十分実感できる		
対象分野(経済取引、安全、表示等)	○消費者問題全般(経済取引、安全、表示等)をカバーすることができる	○同左(公取委型では、取引分野のみ対象)
基本政策の企画・立案	○消費者基本法など基本政策を担当	○消費者基本法など基本政策の企画・立案を担当するのは困難
総合調整	○各省施策の総合調整は可能	○総合調整権限を持つことは困難
勧告	○担当大臣が、各省大臣へ勧告可能	○一般に、各省大臣への勧告権限はない
原則3 迅速な対応(緊急時の司令塔)	○担当大臣、長官の明確な責任体制 ○緊急時に迅速な対応	○合議制組織であり、責任の明確性や迅速性に課題がある
原則4 専門性の確保	○民間採用や他省庁からの人材活用など、消費者行政に関する幅広い専門性の確保・育成が可能	○左に加え、独立性が強いことから、科学的知見に基づく客観的評価がより可能
原則5 透明性の確保	○「消費政策委員会」的なものの活用により、消費者の意見を反映できる	○委員会に消費者委員を入れれば、消費者の意見を反映しやすい
原則6 効率性の確保	○新たに大規模な執行組織を作るのは、非現実的、組織肥大化の批判 ○執行業務の多くについて、地方自治体への権限委譲、委任や、他省庁の出先への委任 → 地方分権との両立 ○最低限の自前の執行組織は必要 → 国民生活センターの活用等も検討	○同左

2. 一元的窓口と新組織との関係

②安全に関する情報等の集約のために、地方における連絡体制の強化。



「何でも相談できる一元的窓口」の構築

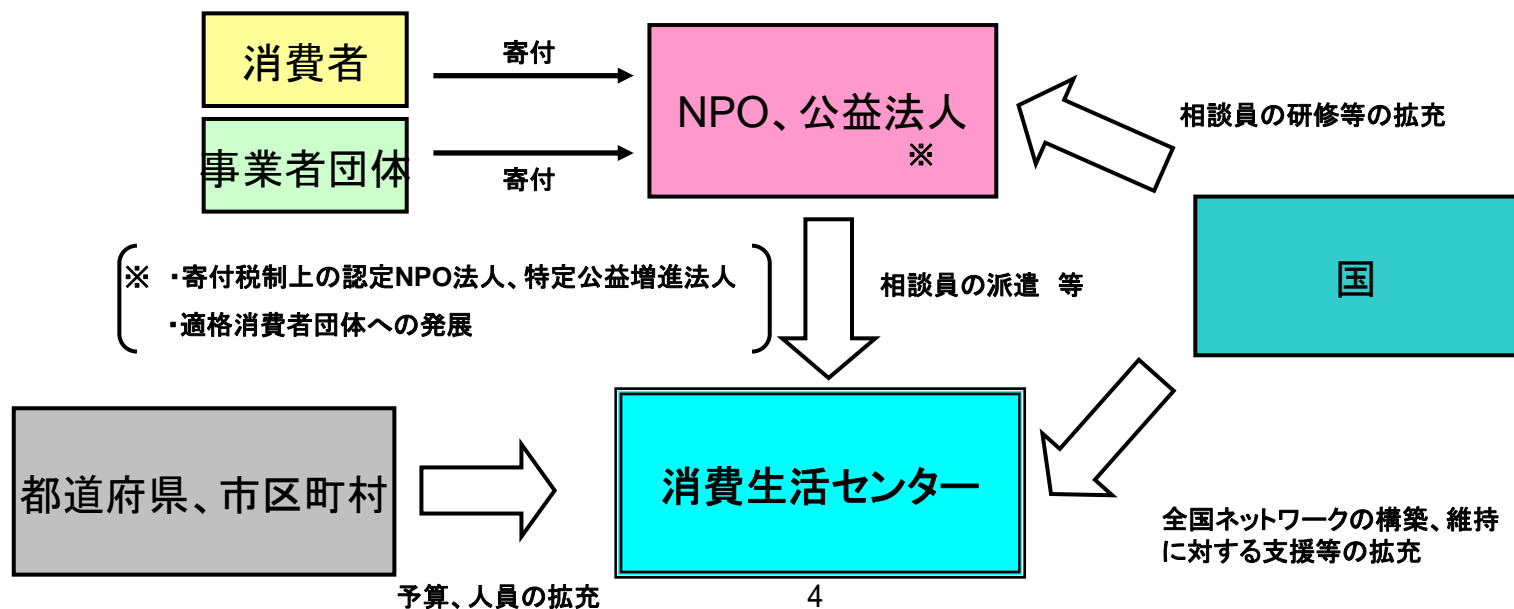
○都道府県等の消費者センターは中核センターとして、また、市区町村の消費生活センターは消費者に最も身近な最前線の窓口として「何でも相談できる一元的窓口」を構成し、全国ネットワークを形成することを法律に位置付け。

○地方自治体自らが消費生活センターに予算、人員の重点配分をする努力が必要。

○こうした地方の取組みを国がサポート。研修、全国ネットワークへの支援等を拡充する。また、地方交付税上の措置や民間が消費者行政に貢献しやすくするような税制上の措置を検討。

○こうした取組みにより、国、地方、事業者、消費者が協力する新たな仕組みを構築する。

【新たな仕組みの1つのイメージ】



- ・新組織の創設は、「消費者市民社会」の構築に向けた画期的な第一歩

- ・新組織が満たすべき6原則

- ①消費者にとって便利で分かりやすい
- ②消費者・生活者がメリットを十分実感できる
- ③迅速な対応
- ④専門性の確保
- ⑤透明性の確保
- ⑥効率性の確保

○新組織の形態

- ・内閣府に置く独立官庁型（消費者庁） VS 行政委員会型
 - ・政策の企画・立案
 - ・総合調整
 - ・緊急時の迅速な対応 など

○一元的窓口と新組織との関係

- ・消費生活センターを一元的窓口として位置づけ
- ・国民生活センターは国の中核的实施機関として新組織を支援

以 上